

令和3年度届出保育施設調査結果(令和3年12月20日現在)

| No. | 施設名 | 調査日 | 証明書 | 文書指摘事項 | 口頭指摘事項等 | 改善報告 | 再調査日等 |
|-----|------------------------|--------|-----|--|--|------|--------|
| 1 | 東三河ヤクルト販売(株)花中保育ルーム | 10月13日 | ○ | 文書指摘事項なし | 口頭指摘事項なし | | |
| 2 | 東三河ヤクルト販売(株)弥生保育ルーム | 10月14日 | ○ | 文書指摘事項なし | 口頭指摘事項なし | | |
| 3 | 東三河ヤクルト販売(株)二川宿保育ルーム | 10月5日 | ○ | 文書指摘事項なし | 口頭指摘事項なし | | |
| 4 | 東三河ヤクルト販売(株)豊橋東保育ルーム | 10月15日 | ○ | 文書指摘事項なし | 口頭指摘事項なし | | |
| 5 | 東三河ヤクルト販売(株)徳の園保育ルーム | 10月14日 | ○ | 文書指摘事項なし | 口頭指摘事項なし | | |
| 6 | たんぼぼ保育所 | 8月3日 | ○ | 文書指摘事項なし | 1. 緊急時の対応マニュアルに、職員の役割分担を明記すること。 2. 次の家具家電について、転倒を防止するため一定の工夫はしているものの事故防止及び安全な避難経路確保の観点から転倒防止措置として不十分と見受けられるため、金具等を活用し、より一層乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施すること。また、今後保育室の模様替え又は家具家電の新規設置を行う際には、確実に同様の対応策を講ずること。 (1)保育室中央ロッカー (2)空気清浄機 (3)下駄箱 3. 救命処置に係る訓練が定期的に確実に実施できるよう、消防による救命講習や院内研修受講した際には、その内容や修了日について記録を作成しておくこと。 4. 施設及びサービス内容に関する内容の掲示について、事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別を追記すること。また、虐待防止措置として年に1回の研修を実施すると記載されているが、実施できていない状況が見受けられるため、確実に実施の上実際の状況を記載すること。 | ○ | |
| 7 | 福祉村保育園 | 10月12日 | ○ | 文書指摘事項なし | 1. 乳幼児の身長より高い位置に絵本が収納されており、取り扱い時に落下のおそれがあるため、ベルト等による落下防止措置や乳幼児の身長に適した位置への移動等により安全を確保すること。 2. 事故防止及び事故発生時の適切な処置が可能となるよう、事故対策マニュアルを作成の上、全保育従事者に周知すること。 | ○ | 12月2日 |
| 8 | きつぽうすまめいよう | 7月5日 | ○ | 1. 毎月消火訓練を実施し、その記録を作成すること。 2. 緊急時に備え、乳幼児のかかりつけ医を確認し、すべての保育従事者へ周知を行うこと。 3. 事故防止の観点から、乳幼児の出入りする場所において、オルガンの転倒防止措置を講ずること。 | 1. 食器類を煮沸消毒又はそれに準ずる方法で消毒後、乾燥機やペーパータオル等を用いて十分に乾燥させ、食器棚等に衛生的に保管すること。 | ○ | 10月8日 |
| 9 | 松崎病院保育園 | 7月20日 | | 1. 17時30分以降の夜間保育においても、原則として常時、保育に従事する者を2名以上配置すること。 | 1. 室息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の定期点検を確実に実施できるよう、記録を作成すること。 2. 救命処置の訓練について、院内で実施しているが、保育従事者の参加状況が不明確であるため、保育従事者に対しても定期的に訓練の実施ができるよう、記録を作成すること。 3. 施設及びサービスに関する内容の掲示について、設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別を追記すること。また、児童虐待防止のための措置について、児童虐待防止研修を実施することとしているが、実施できていない状況と見受けられるため、定期的に研修を受講又は実施の上、実際の内容を記載すること。 4. サービス利用者に対して交付する契約内容に関する書面に、施設管理者の氏名を追記すること。 | 一部 | |
| 10 | 尽誠苑託児所 | 7月9日 | | 1. 保育従事者は原則複数人配置することとし、保育従事者が一人になる時間帯を最小限とすること。特に複数の乳幼児を保育するときのほか、睡眠中、食事中危険が生じやすい時間帯は複数人配置とすること。 2. 事故発生時の適切な救命処置が可能となるよう、2年に1回を目安とした救命講習の受講等により、定期的に訓練を実施すること。 | 1. 消火訓練が確認できない月が認められるため、確実に毎月実施し、記録を作成すること。 2. 施設及びサービスに関する内容の掲示について、実態に即した開所時間及び保育士その他の職員数を記載すること。 3. サービス利用者に対する交付書面について、サービス内容に関する事項を追記すること。 | 一部 | |
| 11 | 積善病院託児所 | 7月28日 | | 1. 第1託児所について、玄関以外の非常口が設置されていないため、乳幼児の避難に適した避難器具等の設置により、適切な退避経路を設けること。 2. 事故防止及び安全な避難経路確保の観点から、次のものについて落下防止・転倒防止措置を講ずること。 (1)DVDプレーヤー (2)空気清浄機 (3)キャビネット 3. 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、2年に1回を目安とした救命講習の受講等により、定期的に訓練を実施すること。 | 1. 消火訓練を毎月実施し記録を作成すること。 2. 調理済み食品の保存について、定員に対して冷蔵庫の容量が不足しているため、利用乳幼児数が現在よりも増えた場合には、確実に食品の適切な保存ができるような措置を講ずること。 3. 施設及びサービスに関する内容の掲示について、児童虐待防止研修を年1回実施する旨記載されているが、実施できていない状況が見受けられるため、確実に実施の上実際の児童虐待防止措置の状況を記載すること。 4. 利用者に交付する書面に、乳幼児に関して契約している保険に関する事項を追記すること。 5. 今後建物その他の設備の構造、施設の管理者等を変更した場合は、1か月以内に市長に届け出ること。 | 一部 | |
| 12 | 豊橋元町病院内もたちキッズ | 10月7日 | | 1. 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、2年に1回を目安とした救命講習の受講等により、定期的に訓練を実施すること。 | 1. 常時複数人の保育従事者を配置しているが、終日二人体制で、配膳作業時など保育に専念する者が1人となる時間帯が生じたり、保育従事者の休憩時間が十分に確保されなかったりする日があるように見受けられる。配膳時における子どもの安全の確保や、保育従事者の労働基準法に則った休憩時間の確保が確実になされるよう、保育従事者の勤務体制を再検討すること。 2. 火災発生時に他部署と協働した適切な行動が速やかに行えるよう、病院全体の消防計画を、保育室においても把握しておくこと。 3. 新型コロナウイルスの影響によりやむを得ず昨年度健康診断が実施できなかった職員について、今年度は確実に健康診断を実施できるようにすること。 4. 下駄箱及び保育室内の各種棚について、滑り止めマットにより一定の安全対策を講じているが、事故防止及び安全な避難経路確保の観点から転倒防止策措置としては不十分と見受けられるため、金具等の活用により一層の乳幼児の安全に配慮した保育を実施すること。 5. プール活動のみならず、水遊びを実施する場合にも、専ら監視を行う者を配置すること。 | 一部 | |
| 13 | 豊橋市民病院 院内保育所あおたけ | 7月13日 | ○ | 1. 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、2年に1回を目安とした救命講習の受講等により、定期的に訓練を実施すること。 | 1. 保育従事者を常時複数人配置する計画を組んでいるが、公共交通機関の遅延等により結果的に1名配置となっている時間が散見されるため、対策を講ずること。 2. 大型遊具について、定期点検を確実に実施し、記録を作成すること。 3. 継続利用の乳幼児について、入所時の健康診断結果を確認できない者がいるため、確実に施設において実施する、又は保護者からその結果の提出を受けること。 4. 保育室の棚の転倒防止措置が不十分であるため、固定ベルトや耐震マット等を利用し、より一層安全の確保に努めること。また、今後新しい家具や設備を導入した際にも必ず同様の措置を講ずること。 | ○ | 10月26日 |
| 14 | 小石マタニティクリニック 従業員託児室 | 10月27日 | | 1. 常時、保育に従事する者を複数人配置すること。 2. 1歳未満児を保育する場所とその他の幼児の保育を行う場所を、ベビーフェンス等で区画すること。 3. 持参による弁当等の食品については、腐敗、変質しないよう冷蔵保存すること。 4. 事故防止及び有効な避難経路確保の観点から、トイレ内の引き出しの転倒防止措置及び棚等の上にある物品の落下防止措置を講ずること。 5. 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、2年に1回を目安とした救命講習の受講等、定期的な訓練を実施すること。 | 1. 災害時の対応マニュアルに、保育従事者の具体的な役割分担を追記すること。 2. 消火訓練を毎月確実に実施し記録を作成すること。 3. 虐待や心身の発達に遅れが見られる場合、こども若者総合相談支援センターや保健センター等の専門機関に適切な連絡ができるよう、連絡体制を整え、職員に周知すること。 4. 食器類は煮沸消毒又はそれに準ずる方法で消毒後、乾燥機やペーパータオル等を用いて十分に乾燥させ、食器棚等防塵・防虫ができる場所で衛生的に保管すること。 5. 事故予防及び発生時の迅速な対応のため、保育室における事故対応マニュアルを整備し職員に周知すること。また、事故発生時に備え、対応記録を作成する様式を整えておくこと。 6. 水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者と指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしておくこと。 7. 施設及びサービスに関する内容の掲示に、設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別を追記すること。 | 一部 | |
| 15 | パークベルクリニック託児室 | 10月22日 | ○ | 文書指摘事項なし | 1. 消火訓練の実施が確認できない月があるため、毎月確実に実施の上、記録に残すこと。 2. 窓からの避難について、地震のみならず火災の場合も想定した訓練を実施し、より安全な避難方法を検討すること。 3. 継続利用見込みの児童について、入所時の健康診断結果として母子手帳の該当ページの写しの提出を受けているが、健診日と入所日が相当期間離れている児童が見受けられる。健康診断の提出を受ける際には受診日も確認の上必要に応じて再度健診を実施する等により、入所に近接した日における健康診断結果を確認すること。 | ○ | |

| No. | 施設名 | 調査日 | 証明書 | 文書指摘事項 | 口頭指摘事項等 | 改善報告 | 再調査日等 |
|-----|-----------------------------------|--------|-----|---|---|-------|--------|
| 16 | 光生会保育所 きらら | 7月16日 | ○ | 文書指摘事項なし | 口頭指摘事項なし | | |
| 17 | わたなべ皮膚科クリニック託児所 | 7月5日 | | 1. 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等を記した計画を策定すること。 2. 保護者の緊急連絡表及び消防、病院等関係機関の連絡先一覧表を整備し、保育従事者が容易にわかる場所に設置すること。 3. 継続して保育している乳幼児について、健康診断を入所時及び1年に2回実施すること。施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の写しの提出を受けること。 4. 定期健康診断結果の記録に不足が認められるため、職員の健康診断を採用時及び1年に1回確実に実施し、その記録を保存すること。 5. 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、2年に1回を目安とした救命講習の受講等により、定期的に訓練を実施すること。 | 1. 施設及びサービス内容の掲示について、設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別を追記すること。 | 一部 | |
| 18 | スマイルハート | 7月8日 | ○ | 文書指摘事項なし | 1. ロッカーについて滑り止めを設置しているが、転倒防止措置としては、不十分と見受けられるため、金具や固定ベルト等を活用し、一層乳幼児の安全に配慮すること。 | ○ | |
| 19 | 井村屋フーズ(株)託児所 | 8月5日 | ○ | 文書指摘事項なし | 1. 次の事項を改善し、今後もより一層乳幼児の安全確保に配慮した保育を実施すること。 (1)空気清浄機の金属製の囲いについて、角面に鋭利な部分が認められるため、クッション材等を活用し乳幼児にとり安全な構造とすること。 (2)コーナーラックの上部に玩具が収納されており、落下のおそれがあるため、乳幼児の身長に適した位置に収納する等の方法により安全を確保すること。 | ○ | |
| 20 | もりのほいくえん | 10月15日 | | 1. 消火訓練を毎月実施し、記録を作成すること。 2. 入所後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、すべての保育従事者に周知すること。 | 1. 継続利用の乳幼児について、年2回健康診断を実施すること。 2. 半年に1回を目安とした不審者対策訓練を実施し、記録を作成すること。 | ○ | |
| 21 | 特別養護老人ホーム谷川王寿園 施設内保育所キッズルームみかん | 7月30日 | | 1. 継続利用する乳幼児について年2回健康診断を実施すること。 2. 事故防止及び安全な避難経路確保の観点から、下駄箱の転倒防止措置を講ずること。 | 1. 消火訓練を毎月実施し記録を作成すること。 | 一部 | |
| 22 | にじの家 | 8月4日 | ○ | 文書指摘事項なし | 1. 下駄箱について、転倒を防止するため一定の工夫はしているものの、事故防止及び安全な避難経路確保の観点から転倒防止措置として不十分と見受けられるため、金具等を活用し、より一層乳幼児の安全に配慮した保育を実施すること。また、今後保育室の模様替え又は家具家電の新規設置を行う際には、確実に同様の対策を講ずること。 | ○ | |
| 23 | アイセロ保育ルーム窓ら | 10月26日 | ○ | 文書指摘事項なし | 1. 調理室に乳幼児が立ち入ることができないよう、必ず扉を閉めること。 2. 消防計画に保育室に関する記載がないため、災害発生時における保育室の職員の役割分担や配置人数、時間帯等に応じた具体的な行動等を明記したマニュアルを整備・周知し、それをもとにした避難訓練を行うこと。 3. SIDS予防にかかる睡眠時のチェックについて、体位のみならず呼吸の異常の有無に関する事項も記録すること。 4. プール活動のみならず、水遊び中の監視体制についても、役割分担を明確にし、その記録を作成しておくこと。 5. 窒息のおそれのある小物や玩具の破損の有無等を点検表の項目に追記し記録すること。 6. 事故防止及び有効な避難経路の観点から、以下の対策を講ずること。 (1)保育室内の柵について、安全確保のため一定の措置を講じているが、転倒防止措置としては不十分な部分が見受けられるため、固定金具の利用等により一層乳幼児の安全に配慮すること。 (2)転倒のおそれのある大型玩具が、乳幼児の午睡する布団の側に保管されている状態が見受けられる。転倒により乳幼児が下敷きになることがないよう、安全な保管場所及び方法を検討すること。 (3)空気清浄機の転倒防止措置について、即日改善したが、今後新規の家具・家電を導入する際には、必ず転倒・落下措置を講ずるよう留意すること。 | ○ | |
| 24 | 向島流通サービス(株) 従業員専用託児所「ムックランド」 | 10月6日 | ○ | 文書指摘事項なし | 口頭指摘事項なし | | |
| 25 | Sampo さんぼ | 11月15日 | | 1. 常時、保育従事者を複数人配置すること。 2. 身長や体重など、乳幼児の基本的な発育チェックを定期的に行うこと。 3. 継続して保育する乳幼児の健康診断を、入所時及び年に2回実施すること。 4. 入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、すべての保育従事者に周知すること。 5. 職員の健康診断を採用時及び年1回実施すること。 6. 調理・調乳に携わる職員について、おおむね月1回検便を実施すること。 7. 下駄箱及び保育室内の各種収納棚について、事故防止及び安全な避難経路確保の観点から、金具等を活用し、その転倒防止措置を講ずること。 8. 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、救命講習の受講等により、定期的な訓練を実施すること。 | 1. 緊急時の対応マニュアルについて、現在保育従事者が4名体制の場合の役割分担のみ規定されている状態であるため、保育従事者の実際の配置人数に応じた対応策を具体的に定め、また各人が当日の役割を担うのかわかるよう、掲示等により明示すること。 2. 避難訓練及び消火訓練を毎月確実に実施し、記録を作成すること。 3. 屋外遊戯(乳児の場合は外気浴)の機会を適切に確保すること。 4. 保育所保育指針を理解する研修の受講等により、保育従事者の人間性と専門性の向上を図ること。 5. 連絡帳等により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を連絡し、保護者と密接な連絡をとるようにすること。 6. 施設及びサービス内容の掲示について、以下の点を改善すること。 (1)虐待防止措置としてマニュアルの整備及び定期的な研修の実施を掲げているが、実際は双方未実施であるため、速やかに措置を講じ、実態に即した記載とすること。 (2)設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別を追記すること。 | 期日未到来 | |
| 26 | めいめいあけぼの | 8月17日 | ○ | 文書指摘事項なし | 1. テレビ台としている家具2点について、重心が低いものと思われるが、災害時の転倒や横滑り等の可能性を否定できないため、耐震マット、ベルト等を活用することにより、一層乳幼児の安全確保に配慮した保育を実施すること。 2. へらやおたま等の調理器具は戸棚等の衛生的な場所に保管し、シンク下のボウルについても床面から離れた場所に収納する等により、衛生管理の行き届いた安全な給食提供に努めること。 | ○ | |
| 27 | 保育所ベビーキッズクラブ02 | 7月19日 | ○ | 文書指摘事項なし | 口頭指摘事項なし | | |
| 28 | おひさまこども保育園 | 8月19日 | | 1. 消火訓練を毎月実施すること。 2. 緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧を作成すること。 3. 事故防止の観点から空気清浄機の転倒防止措置を講ずること。 | 1. 入所時の健康診断が実施されていない乳幼児が見受けられるため、継続して保育する乳幼児については入所決定前又は入所直後に確実に健康診断を実施すること。 | 一部 | |
| 29 | すくすくキッズ園豊橋佐藤 | 7月6日 | ○ | 1. 職員の雇入れ時の健康診断を実施すること。 2. 事故防止の観点から、以下の設備について転倒防止措置又は囲障の設置を行うこと。 (1)体調不良児室の収納棚 (2)空気清浄機 (3)幼児椅子の保管場所(積み上げる脚数にも注意すること) (4)避難経路上にあるキャビネット | 1. 乳幼児の健康診断について、記録に不備がある児童が確認されたため、今後日付や診断結果等に記入漏れがないよう十分確認の上、記録を保存すること。 2. 利用開始後のすべての乳幼児について、かかりつけ医を確認し、記録すること。 3. 施設及びサービスに関する内容の掲示について、保育士等の配置数が実際と異なるため修正すること。また、設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別を追記すること。 | ○ | 7月29日 |
| 30 | 豊橋飯村こども園 | 7月7日 | ○ | 文書指摘事項なし | 1. 消火訓練の記録が確認できない月が認められるため、毎月確実に実施の上、記録を作成すること。 2. 空気清浄機について滑り止めを設置しているが、転倒防止措置としては不十分と見受けられるため、ベビーガード等の使用により、一層乳幼児の安全に配慮すること。 | ○ | |
| 31 | BABY-BEAR nursery school | 10月22日 | ○ | 1. 事故防止及び有効な避難経路確保の観点から、空気清浄機及びキーボードの転倒防止措置を講ずること。 2. おおむね1歳未満児の保育を行う場所は、ベビーフェンス等で区画すること。 | 1. 乳幼児突然死症候群に対する注意について、睡眠時の体位のみならず呼吸の有無や異常についても記録を残すこと。 | ○ | 11月25日 |

| No. | 施設名 | 調査日 | 証明書 | 文書指摘事項 | 口頭指摘事項等 | 改善報告 | 再調査日等 |
|-----|----------------|--------|-----|---|--|------|-------|
| 32 | ほっぺ保育園 | 7月29日 | | <ol style="list-style-type: none"> 職員について雇入れ時の健康診断を実施すること。 避難経路確保及び事故防止の観点から、避難訓練となる階段付近及び保育室内にあるキャビネットの転倒防止を講ずること。また、空気清浄機についても、困障又は転倒防止策を講ずること。 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、2年に1回を目安とした救命講習の受講等により、定期的な訓練を実施すること。 | <ol style="list-style-type: none"> 消火訓練の記録がない月が認められるため、毎月確実に実施の上記録を作成すること。 乳幼児の安全確保のため、裁断機は乳幼児が出入りしない場所に保管すること。 | ○ | |
| 33 | ソレイユ保育園 | 10月11日 | | <ol style="list-style-type: none"> 避難経路に転倒のおそれがあり、また通行の妨げとなる物干し台や引き出しが設置されているため、設置場所の変更等により、乳幼児が安全に避難できる経路を確保すること。 継続利用見込の乳幼児について、入所時の健康診断を実施すること。 健康診断を実施していない職員が見受けられるため、今後は雇入れ時及び年に1回確実に職員の健康診断を実施すること。 乳幼児の安全確保及び有効な避難経路確保の観点から、保育室内のロッカーや本棚等について、金具等を活用し、転倒防止措置を講ずること。 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、救命講習の受講等により、定期的に救命訓練を実施すること。 | <ol style="list-style-type: none"> 職員に消火用具の設置場所及びその使用方法を周知する機会を設けること。 消火訓練を毎月定期に実施し、記録を作成すること。 今後、利用乳幼児について不適切な養育や心身の発達の遅れが疑われる場合には、専門機関に適切に連絡できるよう、その連絡先や対応方法を職員間で共有しておくこと。 調理及び保育に従事する職員について、乳幼児の安全及び衛生的な食事の提供の観点から、爪を短くし、アクセサリーは控える等、服装にも配慮すること。 調理・調乳に携わる職員について、毎月検便を実施すること。 午睡チェックについて、睡眠中の体位のみならず、呼吸の有無や異常についても確認の上、記録すること。 | 一部 | |
| 34 | ちゃいるどルーム登んちゃりか | 8月10日 | | <ol style="list-style-type: none"> 常時、保育に従事する者を複数人配置すること。 有資格者を保育に従事する者の必要数の3分の1以上配置すること。 継続利用する乳幼児について、入所時及び1年に2回健康診断を実施すること。 職員の健康診断を採用時及び1年に1回以上実施すること。 調乳に携わる職員についておおむね月1回検便を実施すること。 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、2年に1回を目安とした救命講習の受講等により定期的な訓練を実施すること。 労働者名簿、労働条件通知書、労災保険に関する書類等労働基準法等に規定する帳簿を整備すること。 | <ol style="list-style-type: none"> 施設内研修の機会を設ける等、保育に従事する者の質の向上に努めること。 継続利用する乳幼児について、身長や体重等基本的な発育のチェックを毎月実施すること。 不審者対策訓練の実施等により、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備すること。 施設及びサービスに関する内容の掲示に次の項目を追記すること。 <ol style="list-style-type: none"> 施設所在地 保育士その他の職員の配置数 提携医療機関の名称、所在地、提携内容 非常災害対策 虐待の防止のための措置に関する事項 利用者に対して交付する契約内容等を記載した書面に次の項目を追記すること。 <ol style="list-style-type: none"> 乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故、保険金額 提携する医療機関の名称、所在地、提携内容 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名、連絡先 | 未 | |
| 35 | 託児所囀一くんち | 8月11日 | | <ol style="list-style-type: none"> 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等を記した計画を策定すること。また、保育室がある建物全体の消防計画や防火管理者の届出が消防署になされている場合は、その内容を確実に把握しておくこと。 避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施し、記録を作成すること。 非常口を火災等非常時に利用乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置すること。 デリープログラムを作成すること。 緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧の作成及びかかりつけ医の確認を行うこと。 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。 調理・調乳に携わる職員に概ね月1回検便を実施すること。 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態、仰向けに寝ているか等をきめ細かく観察し、記録に残すこと。 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、2年に1回を目安とした救命講習の受講等により、定期的な訓練を実施すること。 賠償責任保険に加入すること。 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類、採用年月日等が記載された帳簿を備えること。 労働者名簿、賃金台帳、労働関係書類等、労働基準法等の法令に基づき各事業所に備え付けが義務付けられている帳簿類を整備すること。 | <ol style="list-style-type: none"> 保育所保育指針を理解するための施設内研修の開催、外部研修の受講等により、保育に従事する者の質の向上に努めること。 半年に1回程度の不審者対策訓練の実施や緊急時対応マニュアルの整備等、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備すること。 施設及びサービスに関する内容の掲示に、以下の事項を追記すること。 <ol style="list-style-type: none"> 設置者の氏名及び施設の管理者の氏名 建物その他の設備の規模及び構造 施設の名称及び所在地 事業開始年月日 開所時間 入所(利用)定員 保育士その他の職員の配置数 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 提携医療機関の名称、所在地、提携内容 緊急時における対応方法 <ol style="list-style-type: none"> 非常災害対策 虐待防止措置 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 サービス利用者に交付する書面等に以下の事項を追記すること。 <ol style="list-style-type: none"> 設置者の氏名及び住所 施設の管理者の氏名及び住所 施設の名称及び所在地 当該利用者に対し提供するサービスの内容 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 提携医療機関の名称、所在地、提携内容 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 | 未 | |
| 36 | ばんびいの | 8月2日 | | <ol style="list-style-type: none"> 消火訓練を毎月実施し、記録を作成すること。 職員の健康診断を年1回実施すること。 事故防止及び安全な避難経路確保の観点から、保育室内の棚の転倒防止措置及びCDプレーヤーの落下防止措置を講ずること。 | 口頭指摘事項なし | ○ | |
| 37 | 保育所ベビーキッズクラブ01 | 7月19日 | ○ | 文書指摘事項なし | 口頭指摘事項なし | | |
| 38 | SMART KIDS | 7月26日 | | <ol style="list-style-type: none"> 常時保育に従事する者を複数人配置すること。 日本における保育士又は看護師の資格を有する者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1以上となるようにすること。 避難経路となる屋外通路に障害物が見受けられるため、障害物の除去により適切な避難経路を設けること。また、2階からの避難について、非常時に梯子をかけることとしているが、乳幼児の避難に適した設備となっていないため、屋外階段等乳幼児の避難に適した構造の避難設備を設けること。 緊急時に早急に連絡できるよう、保護者及び消防署、病院等関係機関の一覧表を作成し、すべての保育従事者が容易にわかるようにすること。 食器類やふきん、まな板を煮沸消毒等により使用すること十分に殺菌又は滅菌すること。また、十分に消毒していない食器類を乳幼児間で共有しないこと。 保育室の引き出し付収納棚、冷蔵庫、電子レンジ及びウォーターサーバーについて落下防止措置・転倒防止措置を講ずること。 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、2年に1回を目安とした救命講習の受講等、定期的な訓練を実施すること。 賠償責任保険に加入すること。 施設及びサービスに関する内容を掲示すること。 労働者名簿、賃金台帳、労災保険に関する書類等労働基準法等の法令に基づく労働関係書類を整備すること。 継続利用する乳幼児について、入所時及び1年に2回健康診断を実施すること。 職員について採用時及び1年に1回健康診断を実施すること。 | <ol style="list-style-type: none"> 避難訓練及び消火訓練について、消火活動、避難誘導、2階からの避難等の実地訓練を毎月実施すること。 乳幼児の身長や体重など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。 サービス利用者に対して交付する書面に次の項目を追記すること。 <ol style="list-style-type: none"> 設置者の住所、氏名 管理者の住所、氏名 保育する乳幼児に関して契約している保険に関する事項 提携医療機関に関する事項 苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 調乳及び調理の担当者について、年に1回しか検便を実施していないが、おおむね月に1回実施すること。 | 一部 | |
| 39 | クラウドナイン | 7月12日 | | <ol style="list-style-type: none"> アフタースクールも含む契約児童の在籍時間帯においては、常時保育従事者を複数人配置すること。 児童が通行するすべての階段について、転落防止設備を設置の上、適切に運用すること。 食器類を使用するごとに、煮沸消毒等により十分殺菌又は滅菌すること。 保育室の収納棚について、事故防止及び有効な避難経路確保の観点から、固定ベルトや金具等を活用し、転倒防止措置を講ずること。 | <ol style="list-style-type: none"> 避難訓練及び消火訓練を毎月実施し、記録を作成すること。 入所児童について、不適切な養育、心身の発達に遅れがある等社会的援助が必要な家庭状況にある場合にはこども若者総合相談支援センター等の専門的な機関に対し適切な連絡に努めること。 施設及びサービスに関する内容の掲示に記載されている、児童虐待防止に関する措置(研修の実施)がなされていない状況にあるため、児童虐待防止研修の受講、虐待防止マニュアルの整備等、適切な措置を講じた上で、実際の状況を記載すること。 継続利用児童について、入所時及び年2回の健康診断を確実に実施すること。 水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者と指導等を行う者をわけて配置し、その役割分担を明確にすること。 | 一部 | |
| 40 | NO BORDER | 7月15日 | | <ol style="list-style-type: none"> 日本における保育士又は看護師の資格を有する者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1以上となるようにすること。 消防計画を作成し消防署に届け出ること。 防火管理者を選任し、消防署に届け出ること。 2階の階段に乳幼児の転落防止設備を設置すること。 2階からの避難について、非常時には梯子を利用することとしているが、避難用のものではなく、また乳幼児の避難に適した設備となっていないため、非常用滑り台等乳幼児の避難に適した構造の避難設備を設けること。 継続利用する乳幼児について、入所時及び1年に2回健康診断を実施すること。 職員について採用時及び1年に1回健康診断を実施すること。 事故防止及び安全な避難経路確保の観点から、2階保育室の棚、廊下の棚及びウォーターサーバーについて転倒防止措置を講ずること。 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、2年に1回を目安とした救命講習の受講等により、定期的な訓練を実施すること。 労働者名簿、賃金台帳、労災保険に関する書類等、労働基準法等の法令に基づく労働関係書類を整備すること。 | <ol style="list-style-type: none"> 避難訓練及び消火訓練について、消火活動、避難誘導、2階からの避難等の実地訓練を毎月実施し、記録を作成すること。 施設及びサービスに関する内容の掲示について以下の内容を追記すること。 <ol style="list-style-type: none"> 入所定員 乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故、保険金額 提携医療機関の名称、所在地、提携内容 緊急時における対応方法 非常災害対応 虐待防止のための措置に関する事項 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたことがあるかの別 | 未 | |

| No. | 施設名 | 調査日 | 証明書 | 文書指摘事項 | 口頭指摘事項等 | 改善報告 | 再調査日等 |
|-----|-----------------|--------|-----|--|---|-------|-------|
| 41 | 教育センター 乙レー&セー | 7月27日 | | 1. 日本における保育士又は看護師の資格を有する者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1以上となるようにすること。 2. 食器類やふきん、まな板を煮沸消毒等により使用することに十分に殺菌又は滅菌すること。また、十分に消毒していない食器類を乳幼児間で共有しないこと。 3. 調理担当者についておおむね月1回検便を実施すること。 4. 継続利用する乳幼児について、入所時及び年2回健康診断を実施すること。 5. 職員について採用時及び1年に1回健康診断を実施すること。 6. 非常口付近にある棚、保育室内及びキッチンのキャビネットについて転倒防止措置を講ずること。 7. 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、2年に1回を目安とした救命講習の受講等、定期的な訓練を実施すること。 8. 賠償責任保険に加入すること。 9. 施設及びサービスに関する内容を掲示すること。 10. 労働者名簿、賃金台帳、労災保険に関する書類等労働基準法等の法令に基づく労働関係書類を整備すること。 | 1. 避難訓練及び消火訓練について、消火活動、避難誘導等の実地訓練を毎月実施し、記録すること。 2. 研修の受講等により保育に従事する者の質の向上を図ること。 3. 帽子や三角巾等の利用により調理担当者の頭髪が給食に混入することを防ぐこと。 4. 不審者対策訓練を定期的に実施する等により乳幼児の安全を確保する体制を整備すること。 5. サービス利用者へ交付する書面に次の項目を追記すること。 (1)保育する乳幼児に関して契約している保険に関する事項 (2)提携医療機関に関する事項 (3)苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 | 一部 | |
| 42 | イーエーエス豊橋保育所 | 7月7日 | | 1. 消防計画を作成し、消防署に届け出ること。 2. 防火管理者を選任し、消防署に届け出ること。 3. 消火訓練を毎月1回実施し、記録を作成すること。 4. プランコ等の大型遊具について、定期的に点検し、記録を作成すること。 5. 利用開始後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、すべての保育に従事する者へ周知すること。 6. 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、2年に1回を目安とした救命講習の受講等により定期的に訓練を実施すること。 7. 日本における保育士又は看護師の資格を有する者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1以上となるようにすること。 | 1. 保育室に通じる扉の施錠を十分にを行い、定期的に不審者対策訓練を実施する等の方法により、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備すること。 | 未 | |
| 43 | TIC-TAC豊橋幸 | 7月1日 | | 1. 常時、保育に従事する者を複数人配置すること。 2. 月極契約乳幼児に対する保育に従事する者の数について、有資格者の数を保育に従事する者の必要数の3分の1以上にすること。 3. おおむね幼児20人につき1基以上の便器を設置すること。 4. 消防計画を作成し、消防署に届け出ること。 5. 防火管理者を選任し、消防署に届け出ること。 6. 消火訓練及び避難訓練を毎月行い、記録を残すこと。 7. 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、すべての職員に周知すること。 8. 収納棚の扉が落下してきたため、対策を講ずること。また、ウォーターサーバーの転倒防止措置を講ずること。 9. 保育室内及び乳幼児が出入りする場所に危険がないよう、定期的に点検や整理整頓を行い、危険物防止に対する十分な配慮をすること。 10. 適切な救命処置が可能となるよう、定期的に訓練を実施すること。 11. 賠償責任保険に加入すること。 12. 施設及びサービスに関する内容を、施設を利用しようとする者が見やすい場所に掲示すること。 13. 労働基準法等に基づき、賃金台帳、労働者名簿その他労働者に関する書類を整備し、保存すること。 | 1. 便所の手洗い設備について、石鹸を常備すること。 2. 消火用具の使用方をすべての職員の周知すること。 3. 心身の発達に遅れが見られたり、社会的援助が必要な家庭状況であったりする児童について、ココエール等専門的な機関に対し適切な連絡をするよう努めること。 4. 児童の緊急連絡表を整備し、すべての保育従事者が容易にわかるようにすること。 5. 身長や体重などの発育チェックを毎月行い、その経過がわかるよう記録を残すこと。 6. 調理員についておおむね月1回の検便を実施すること。 7. 不審者対策訓練を実施する等、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備すること。 8. サービス利用者に対して交付する書面に、設置者の氏名及び住所、契約している保険の種類等に関する事項、提携医療機関に関する事項並びに苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先を追記すること。 | 未 | |
| 44 | 保育ママまみい | 7月12日 | | 1. 保育従事者は原則複数人配置することとし、保育従事者が一人となる時間帯を最小限とすること。特に、複数の乳幼児を保育するときのほか、睡眠中、食事中等危険が生じやすい時間帯は複数人配置すること。 2. 便所について、幼児用補助便座の利用や手洗い場への踏み台の設置等により、乳幼児が安全に利用できるようにすること。 | 口頭指摘事項なし | 一部 | |
| 45 | 保育ママみるく | 10月4日 | | 1. 事故防止及び有効な避難経路確保の観点から、保育室内の棚の転倒防止措置及びペン立て等棚上にある物品の落下防止措置を講ずること。 2. 便所について、幼児用補助便座の利用や踏み台の設置等により、乳幼児が安全に利用できるようにすること。 | 1. 消火訓練を毎月確実に実施し、記録を作成すること。 2. 感染症にかかっていた又はその疑いがあった乳幼児が再登園する際には、かかりつけ医とのやり取りを記載した書面等の提出を求めるなどの方法により、かかりつけ医による判断を確認すること。 3. 今後、受診を要する病気が怪我が発生した場合には、その対応記録を作成しておくこと。 | 一部 | |
| 46 | 中村太美 | 11月17日 | | 1. 食事の提供(調乳を含む。)を行う場合には、検便を実施すること。 2. 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、2年に1回を目安に、定期的に救命講習を受講すること。 3. 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察し、記録を作成すること。(0歳児は5分おき、1歳児は10分おき、2歳児は15分おきの確認が望ましい。) 4. サービス利用者に対し、サービス内容、保険金額、苦情受付先等契約内容を書面等で交付すること。 | 1. 施設及びサービスに関する内容の提示について、以下の項目を追記すること。 (1)事業開始年月日 (2)設置者の研修受講状況 (3)緊急時等における対応方法 (4)非常災害対策 (5)虐待防止のための措置 (6)設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 | 期日未到来 | |
| 47 | Mary B | 12月6日 | | 1. 子育て支援員研修等、都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了すること。 2. 保護者の緊急連絡先及びかかりつけ医等の緊急時必要な連絡先を把握しておくこと。 3. 健康診断を1年に1回受けること。 4. サービス利用者に対し、利用者の支払うべき額、乳幼児に関して契約している保険に関する事項、利用者からの苦情を受け付ける連絡先等、契約内容を書面で交付すること。 5. サービスの利用予定者から申し込みがあった場合、契約の内容及びその履行に関する事項について十分に説明すること。 | 1. 施設及びサービスに関する内容の提示について、以下の項目を追記すること。 (1)事業を開始した年月日 (2)設置者の資格保有状況 (3)設置者の研修受講状況 (4)乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 (5)緊急時等における対応方法 (6)非常災害対策 (7)虐待防止措置 (8)設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 | 期日未到来 | |
| 48 | 福井典子(ときどき母さん) | 11月22日 | | 1. 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、2年に1回を目安とした救命講習の受講等により、定期的に訓練を実施すること。 | 1. 今後乳幼児を預かるときは、睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察し、記録を作成すること。(0歳児は5分おき、1歳児は10分おき、2歳児は15分おきの確認が望ましい。) 2. デイリープログラムの作成等により、乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮した保育を実施すること。 3. 乳幼児の預かり及び引き渡しの際には、健康状態の十分な観察を実施し、また保護者から乳幼児の状態について報告を受けること。 4. 施設及びサービスに関する内容の提示事項に、以下の項目を追記すること。 (1)事業開始年月日 (2)保育提供可能時間 (3)利用定員 (4)設置者の資格保有状況 (5)設置者の研修の受講状況 (6)緊急時等における対応方法 (7)非常災害対策 (8)虐待防止措置 (9)設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 5. サービス利用者に対して交付する契約内容に関する書面に、苦情を受け付ける連絡先を追記すること。 | 期日未到来 | |
| 49 | 山本 順子 | 12月6日 | | 1. 災害発生時における対処方法(避難経路の確認や消火用具等の場所の確認等を含む。)をあらかじめ検討し、実施をすること。 2. 保護者の緊急連絡先及びかかりつけ医等の緊急時必要な連絡先を把握しておくこと。 3. サービス利用者に対し、支払うべき額、乳幼児に関して契約している保険に関する事項、利用者からの苦情を受け付ける連絡先等、契約内容を書面で交付すること。 4. 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の利用記録並びに契約内容等が確認できる書類を整備し、保存すること。 | 1. 救急用品等の子どもの健康や安全管理にかかわるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について、保護者に協力を求めること。 2. 施設及びサービスに関する内容の提示について、以下の項目を追記すること。 (1)事業を開始した年月日 (2)設置者の研修の受講状況 (3)乳幼児に関して契約している保険に関する事項 (4)緊急時等における対応方法 (5)非常災害対策 (6)虐待防止措置 (7)設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 | 期日未到来 | |
| 50 | 訪問保育専門Childcare | — | | ※調査実施通知日に調査に応じていない。引き続き対応を求める。 | | | |
| 51 | ばんびの訪問保育サービス | 12月3日 | ○ | 文書指摘事項なし | 口頭指摘事項なし | | |
| 52 | 萩彰子 | 11月24日 | ○ | 1. サービス利用者に対し、サービスの内容、保険に関する事項、苦情を受け付ける連絡先等の契約内容を書面等により交付すること。 | 1. デイリープログラムの作成等により、乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮した保育を実施すること。 2. 睡眠中の乳幼児の観察について、体位のみならず呼吸の異常の有無についてもきめ細かく観察し、記録を作成すること。 3. 保育従事者の人間性と専門性の向上を図るため、定期的に研修を受講すること。 4. 施設及びサービスに関する内容の提示について、以下の項目を追記すること。 (1)事業開始年月日 (2)設置者の研修受講状況 (3)保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 (4)緊急時等における対応方法 (5)非常災害対策 (6)虐待防止措置 (7)設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 | ○ | |

※改善報告書の提出等があっても、改善措置が未完了の項目がある場合は「一部」と記載しています。